

昭和31・32年度教育課程審議会における 「毛筆習字」再編論議

杉山 勇人（初等教育学科）

A Discussion on the Reform of “Brush-using Calligraphy” under the Curriculum Council in the Academic Years of 1956 and 1957.

Hayato Sugiyama

Department of Primary Education, Kamakura Women's University Junior College

Abstract

Brush-using calligraphy was named “shosha” under the 1958 course of study for elementary and junior high schools. In this study, the process of deliberation at the Curriculum Council during the academic years of 1956-57 was reviewed in order to determine its historical significance. After considering the deliberation on brush-using calligraphy among calligraphy educators and Japanese philology educators, the Ministry of Education categorized brush-using calligraphy not as an artistic ability but as “ability to copy words”, or “shosha”.

Key words : shosha, brush-using calligraphy, course of study, the Curriculum Council

キーワード：国語科書写、毛筆習字、学習指導要領、教育課程審議会

はじめに

小・中学校の教育課程において、毛筆を用いて文字を書くことの学習が国語科「書写」に位置づけられたのは「昭和33年（1958）小・中学校学習指導要領」（以下、「昭和33年版」とする。）からである。それまで「毛筆習字」と呼びならわされていたこの学習内容は、硬筆習字を含めて「書写」と呼ばれることになった。しかしながらこの呼称の変更は、実際に授業を担当する者のコンセンサスを得たものではなかったようだ。国語科書写・芸術科書道の教科書執筆者であった井上桂園は、

「書写」という呼称について「何か左のものを右へ写すというような感じがして、硬筆にはそれでもよいが毛筆には相応しくない感じがありました。」と述べ、教科書のタイトルには「小学書き方、かきかた、書き方、習字、書道、書道芸術」を用い、「書写」という呼称の使用を拒んだという¹⁾。

それは極端な例だとしても、いまだに小・中学校の現場で「書写」は、「書き方」・「習字」・「書道」・「書」などと混同して呼ばれているのではないだろうか。「書写」という呼称は、成立から50年以上経た現在でも一般的に定着していないとい

う実情がある。この理由の一つとして、これまで「書写」という呼称の成立過程がじゅうぶんに説明されてこなかったことが挙げられる。

今後の書写教育の実践のためにも、国語科「書写」の呼称が成立する歴史的経緯を明らかにしておく必要がある。この課題に取り組むために検討すべきことは大きく分けて二つある。一つは毛筆習字を国語科に位置づける方針を答申で示した昭和31・32年度（1956・1957）教育課程審議会（以下、「教課審」とする。）の審議過程である。もう一つはその教課審答申を受けて昭和33年版を編修し、「書写」という呼称を決定した教材等調査研究会国語小委員会（以下、「小委員会」とする。）の審議過程である。本研究ではこれらの検討事項の第1段階として、教課審における審議過程の検討を試みたい。教課審でおこなわれた毛筆習字を国語科で取り扱うべきか否かの議論によって浮かび上がった問題意識が、小委員会における「書写」の呼称の登場を導いたと考えられるからである。

1. 「毛筆習字」から「書写」への呼称変更の過程

教課審の審議過程を検討するに際して、昭和33年版に至るまでの教育課程における毛筆習字の取り扱いを整理しておきたい。

戦後の教育改革によってはじめて実施された学習指導要領である「昭和22年（1947）小・中学校学習指導要領一般編（試案）」（以下、「昭和22年版」とする。）において、小学校では毛筆の学習が廃止され、国語科には硬筆書き方のみが課された。毛筆習字は4年以上に課された「自由研究」において、教科の発展の一例として「書道クラブ」が挙げられているにすぎなかった。中学校では「習字」（硬筆を含む）が、1・2年で週1時間必修、3年は選択とされた。明治5年（1872）の学制以来つねに必修に位置づけられていた小学校の毛筆学習は、昭和22年版によって扱わなくてもよいという位置づけになったのである。

そのために「昭和26年（1951）小・中学校学習指導要領（試案）」（以下、「昭和26年版」とする。）

の編修段階では、書道教育者・毛筆製造業者らによって猛烈な毛筆習字復活運動が起こされた。その後押しもあり、昭和26年版では小学校4年以上で学校選択（個人の選択ではなく、学校単位で選択して実施すること）として毛筆習字が復活した⁽²⁾。昭和26年小学校版には、「小学校では、ペンや鉛筆による硬筆書き方を「書き方」といい、毛筆による書き方を「習字」と呼んでいる。」とあり、小学校の「習字」は、毛筆学習のみを指す用語となっている。しかし昭和26年中学校版では「習字」を「硬筆と毛筆を含む」と示しており、小・中学校で「習字」の指す内容が異なっている。昭和33年版において、毛筆と硬筆の学習にまたがった「書写」という呼称が登場したのは、このような状態を解消することも理由の一つであったと思われる。

昭和33年版に先立って「書写」という呼称は、昭和30年（1955）9月13日の文部省通達「小学校、中学校および高等学校の指導要録の改訂について」に評価の観点の一つとして登場している⁽³⁾。評価の観点としての「書写」は、「文字を思い起こして正しく書く能力、文字を効果的に書写する能力など」と示されており、昭和33年版以降の「書写」とは異なり文字を正しく覚えて書くという意味合いを含めたものである。この指導要録から毛筆習字は「書写」という観点での評価の対象となっており、昭和33年版における「書写」への呼称の変更は、すでにこの時点で決まっていたかのようにも受け取れるのである。

昭和33年版の編修に際して、文部省は教育界に広く意見を求めた。昭和30年の指導主事協議会では、文部省の諮問を受け昭和26年版の問題点が協議された。その問題点の一つに「毛筆習字の性格をはっきりさせること。」が挙げられている⁽⁴⁾。また昭和31年2月に文部省初等中等局が都道府県教育委員会におこなった調査⁽⁵⁾においても毛筆習字について、現状のまま国語科に含めるか、独立教科とするか、選択科目とするか、あるいは教育課程から廃止するか、さまざまな意見が提出されている。これらの意見を受け、昭和31・32年度の教課審が毛筆習字の位置づけを審議し、答申を提

出したのである。

昭和33年3月15日の教課審答申「小学校・中学校教育課程の改善について」では毛筆習字について、次のように示している。

〔小学校〕⑤毛筆習字の学習は、だいたい現行どおりとし、その指導時間数および内容については、国語科の指導目標に照らしてその程度を示すこと。

〔中学校〕⑤毛筆習字については、現行どおり国語科の中において取扱うこととするが、その範囲、程度を明らかにすること。

毛筆習字は小・中学校ともに昭和26年版と同じく国語科に位置づけられることになった。この答申を受けて、初等・中等の各教科に分かれた小委員会が昭和33年版の編修を進めることになった。その結果、文部省は昭和33年7月31日に「小学校・中学校学習指導要領各教科改定案」を発表する。この改定案ではじめて「書写」という呼称が登場した。それまでの「硬筆書き方」と「毛筆習字」は、それぞれ「硬筆による書写」と「毛筆による書写」となり、「書写」と総称されるようになった。「毛筆による書写」は昭和26年版と同じく小学校では学校選択、中学校では必修に位置づけられた。文部省は改定案に対する「習字の名称はどうか」という質問に、「今のところ書写となっていて、習字という名称はない」と答えており、この時点で完全に「習字」という用語を使わない方針が決定していたようである⁽⁶⁾。

昭和33年版はこの改定案に字句修正を加え、昭和33年10月1日に告示された。昭和22年版・昭和26年版が「(試案)」という位置づけであったのに対し、昭和33年版は文部省告示として法的拘束力をもった。昭和33年版における「書写」の扱いを次に示す。

〔小学校〕

第3 指導計画作成および学習指導の方針

4 学校においては、必要に応じて第4学年

以上の適宜の学年で、毛筆による書写を課することができる。ただし、その指導に充てる時間は年間35時間をこえてはならない。

(2) 毛筆で書写させる文字、語句、文はその学年の目標や内容と考え合わせて選ぶことが必要である。

(3) 毛筆による書写の学習は、書くことの指導の一環として行うものであるから、その学習によって文字の筆順や字形をよく記憶するのに役立ち、文字や文を硬筆で書写するときにも、正しく美しく書けるようにすることがたいせつである。

〔中学校〕

第3 指導計画作成および学習指導の方針

5 書くことのうち、書写の学習は、硬筆や毛筆を使って、主として、第1学年で指導するものとし、その年間最低授業時数の2/10程度をこれに充てるようにする。第2学年、第3学年では、時宜に応じて計画的に指導する。

このように昭和33年版では、教課審答申を反映して毛筆学習の指導時間・指導内容を明確にしている。

以上、昭和33年版の成立に至るまでの「毛筆習字」から「書写」への呼称の変更の流れを整理すると、はじめに述べたように大きく二つの検討段階がある。第1段階は昭和26年版と同じく毛筆習字を国語科に位置づけることを答申で示した昭和31・32年度教課審の審議過程である。第2段階はその答申を受けて昭和33年版を編修し「書写」という呼称を決定した小委員会での議論の過程である。第2段階の小委員会の議事録については現在調査中であり別稿としておきたい⁽⁷⁾。よって本研究では、昭和31・32年度教課審の審議過程を検討していくこととする。昭和33年の教課審答申における毛筆習字の位置づけは、昭和26年版と変化がないようにみえる。しかし後述するように、教課審の審議過程でその後の毛筆習字の位置づけを左右するさまざまな意見が出されており、「書写」

という呼称が登場する背景となったと考えられるのである。

昭和31・32年度教課審の議事録は、当時文部省に在職し教課審答申の作成に携わった石川二郎・大島文義・鹿内瑞子の旧蔵文書のなかに断片的であるが残されており、国立教育政策研究所教育図書館の「戦後教育資料」に収蔵されている。本研究ではこれらの「石川二郎文書」、「大島文義文書」、「鹿内瑞子文書」に依拠して教課審議事録を繙き、審議過程の検討をしていく。

2. 昭和31年度教育課程審議会の審議過程

2-1. 昭和31年度初等教育教育課程分科審議会の審議過程

昭和31年度教課審は、昭和31年3月15日に第1回初等・中等教育合同総会がおこなわれ、文部大臣より「小学校・中学校及び高等学校の教育課程改善について」が諮問された。発足当初の委員に書道教育者はいなかったが、第3回総会（昭和31年4月17日）で初等教育教育課程分科審議会（以下、「初等分科会」とする。）に上条周一（信山）が加わっている⁽⁸⁾。上条周一は、当時東京教育大学講師であり書家としても活躍していた。昭和26年版の編修に際しては書道界を代表する教課審委員として、小学校毛筆習字復活派の中心的役割を担った人物である。

昭和31年度初等分科会における毛筆習字に関する審議は、第8回（昭和31年7月19日）、第9回（同年8月15日）、第11回（同年9月25日）におこなわれた⁽⁹⁾。このうち、第8回と第11回の議事録が残されている。

第8回は「ローマ字教育と習字教育について」と題して審議がおこなわれ、毛筆習字についての意見は「毛筆習字は実用的立場と、芸術的立場と両面から必要性が考えられる。」とあるほか簡単に触れられるのみで、審議の多くはローマ字教育に費やされた⁽¹⁰⁾。ただし会議の配布資料に「陳情書一覧」⁽¹¹⁾が提出されており、教課審に対する陳情をみることができる。そのなかで、毛筆習字に関連するものを以下に挙げる。

- ・日本教育大学協会第2部会書道部門「小・中学校の習字を国語科から独立させること」
- ・中部書道会「小学校国語科中「毛筆習字」を特設し第1学年より3時間を実施するの件」
- ・岡崎市現職教育委員会委員長／岡崎市現職教育委員会習字部長「小・中学校の毛筆習字を国語科から独立させ、週1時間以上実施すること」
- ・名古屋市小・中学校長有志／名古屋市小・中学校教諭有志／名古屋市小・中学校習字研究会「請願書」（小学校書き方を独立教科として週1時間以上必修とすること一筆者注）
- ・京都市書き方教育研究会「請願書」（小学校書き方を独立教科として週1時間以上必修とすること一筆者注）
- ・福岡県八幡市教育委員会「小・中学校の習字を国語科から独立させることの陳情」
- ・豊島区小学校々長会／東京都小学校習字研究会「小学校における習字科独立設置に関する件」
- ・社団法人日本書道連盟「書道教育振興に関する請願」

もちろん一覧には他教科に関する陳情もみられるが、毛筆習字に関するものが最も多く、書道教育者からの文部省に対する強い働きかけをみることができる。その内容のほとんどは毛筆習字を国語科に位置づけるのではなく、独立教科とすることであった。

続いて第11回の審議過程をみていきたい。第11回は毛筆習字を中心に議論されており、以下に引用していく。なお以降の教課審議事録については、紙面の都合上全文を引用せず、重複する内容を省略して抜粋していることをお断りしておく。また以降の引用文中の傍線はすべて筆者による。

（◎会長発言。○委員発言。△文部省発言。引用文中以下同じ。⁽¹²⁾）

○毛筆習字を芸術科におくとすると、現場では創造性の強調から前衛書道にはしる危険がある。そうなれば絵画と区別がつかず独立する意味が

なくなる。

毛筆習字は正しく美しく書くことに硬筆習字より効果があるから従来より少し強めて、内容や方法を検討して国語科にのこすことがいいと思う。

○国語科からいうと習字の書写能力は国語に入るが、芸術性を強調すると国語に入らない。現在でも国語科の時間数が不足なのに、芸術性からする毛筆習字がはいると、国語の学力が低下する心配がある。

○書道界の主張は大体芸術性に重きを置く傾向が強いので独立の立場を説明したが、委員として全体の教科を考えれば若干修正しなければならないと思う。

小学校では純粋に芸術として割り切ることは無理であるが、高等学校では芸術科であるから、小・中一貫して考えれば芸術性があることは認められよう。また国語の中にも文芸があるから芸術性を入れてもいいと思う。

毛筆習字を芸術教科としてとり上げるとすれば、3年からやり1、2年でもどこかで経験させたい。内容は小学校ではごく単純な表現でもっていき、それで芸術教科としての性格がじゅうぶんつけられる。文字を取扱う意味で国語に限らず他教科もふくめて書くことを一貫して取り扱うようにしたい。

○芸術としての書道は抽象的で困難なものであるとの考えに立てば小学校では無理と思う。小学校でやる毛筆習字の位置づけは国語の中におき、毛筆で字を硬筆以上に変化をもたせ、きれいな書写を行なわせることで足りるのではないか。

○国語の中で現在習字が正しく美しく書くという目標でおこなわれているが、これは毛筆によらなくても可能である。

絵はこどもなりにすぐれており、文字もこどもなりに芸術性があれば十分であるから、日本古来の伝統的なものとして小学校教育でとり上げ芸術教科として位置させるべきである。

○芸術科に入れることは書道の入門的になるから、小学校では芸術性の面でなく、文字を正し

く美しく書くという観点から一教科として残したい。伝統のあるものだけに精神面にも残したい気持である。

○毛筆習字の性格は実用性と芸術性が相ともなっているが、小学校では芸術性はいすぎである。小学校では書写能力を中心に国語の中におくべきであり、中学校にはいってからしだいに芸術性を加え、やがて高等学校の芸術科に進むという考え方でさしつかえない。しかし小学校の習字が芸術と別と解釈するとさむざむとして面白みがなくなるから、実用性と同時に芸術もあわせて解釈した方がよいものになる。国語科に入れると国語の内容を圧迫しないかとも考えられるが、習字をある程度強化してほしいという意見と同様全体計画の中でははっきりさせるべきである。

○履歴書などもしだいにペン書きの方向に向かっている現状では、実用の点では早く硬筆になれることが必要である。そういう意味で小学校では硬筆を中心として、毛筆については現在の指導要領の立場をとっていきたい。

○書道の位置づけは理想としては独立教科であるが、全般を考えるとある程度の国語的立場を加えないと無理であるから、現段階では3年までは硬筆と混合して国語の中でおこない、4年以上は芸術としての考えで独立教科としたい。3年まで国語の中に入れるのは負担を考えてであって特別な意味はない。

○毛筆習字の実用的、精神的な面からその成果を期待するためには、相当の時間をかけなければならない。しかし現在の教育課程ではほとんど不可能である。毛筆習字は4年からクラブ活動で処理したらいいと思う。⁽¹³⁾

傍線部分は、「書道界の主張」、「書道の位置づけ」を説明しているところから、上条の意見と思われる。書道教育者を代表して参加している上条は毛筆習字の独立必修化を主張した。しかし教育課程全体を見渡した場合の時間数の配慮から、国語科に含めてもよいと譲歩する姿勢も垣間みえる。審議のなかで注目すべきは毛筆習字の芸術性に

対する委員からの危惧である。傍線部分の上条の意見では小学校でも芸術性が必要であると主張されるが、その他の委員の意見ではことごとく否定されている。芸術性を主張するならば独立教科とすべきであるという意見が多い。毛筆習字を国語科に位置づけるなら芸術性は必要なく、実用的な「書写能力」を中心に指導すべきだということである。第11回の審議過程では、実用性を強調し国語科に残すという意見と、国語科から切り離し芸術性を強調した独立教科とするという意見が対立して平行線上にあり、最終的に結論が得られなかったとみられる。

昭和31年度初等分科会の審議結果は、昭和32年度第5回初等分科会（昭和32年10月26日）でまとめて報告された。毛筆習字については次のように報告されている。

△昨年の審議会でもそれぞれの立場により必ずしも意見が一致していなかった。国語の中におくか、また芸術科として独立させるか、価値を強く認める立場と、価値をあまり認めない立場とあった。私共は硬筆習字と合わせて考えて書写能力を養う立場で現行と同じく4年以上に国語の中におく考えをもっている。その時間数や程度等についてはなお検討する必要がある。⁽¹⁴⁾

この報告は、初等分科会での審議結果を文部省委員が「私共の意見を加えて説明する」ものであった。毛筆習字について昭和31年度初等分科会では結論が得られていなかったが、文部省の意見によって「現行と同じく」国語科に位置づける意向が示されたのである。

この時点での文部省の意向がうかがえるものに、昭和32年6月12日付「大島文義文書」の「小学校における毛筆習字について」と題した手書きの文書がある。この文書は昭和31年度教課審終了後に昭和32年度教課審に向けて文部省として作成した素案とみられる。ここでは毛筆習字の取り扱いについて次のように示されている。

1 小学校における毛筆習字は、硬筆習字とあ

わせ、国語学習のうち、書写能力を養うことを目標として、第4学年以上においてすべての児童に果^(ママ)する。

- 2 これに配当する指導時間数については、各学年ともに年間〇〇単位時間を越えないものとする。
- 3 この時間における毛筆習字と硬筆習字の指導時間数の割合は、〇〇とする。

このように文部省では、毛筆習字を「書写能力を養うことを目標として」国語科に位置づけることが前提にあったとみられる。この案をもとにして昭和32年度教課審で配当時間と毛筆・硬筆の割合について、「〇〇」の部分を審議しようとしていたと考えられる。

2—2. 昭和31年度中等教育教育課程分科審議会の審議過程

昭和31年度中等教育教育課程分科審議会（以下、「中等分科会」とする。）における毛筆習字に関する審議は、第10回（昭和31年11月22日）、第11回（昭和31年12月7日）におこなわれた⁽¹⁵⁾。中等分科会の委員には書道教育者は参加していない。これらの議事録は残されておらず、詳細は明らかでない。しかし翌年の昭和32年度第5回中等分科会（昭和32年10月19日）で、昭和31年度中等分科会における審議結果のまとめが文部省委員によって報告されている。

ここで問題となったのは習字であるが、これは従来どおり国語科の中におくことにし、独立教科にすることは中学校では望ましくないとの意見で国語科の中でとり扱う場合、どの程度指導するか研究が残された。⁽¹⁶⁾

初等分科会のまとめと同じく文部省の意見が加えられて報告されており、中学校においても毛筆習字は国語科へ位置づける意向であったとみられる。

3. 昭和32年度教育課程審議会の審議過程

3-1. 昭和32年度初等教育教育課程分科審議会の審議過程

昭和31年度教課審は、昭和32年2月10日に委員の任期が切れて休会した。その後昭和32年度教課審は委員の入替えを経て、昭和32年9月14日に第1回総会をおこなった⁽¹⁷⁾。昭和32年度教課審委員には初等・中等ともに書道教育者は加えられていない。毛筆習字の進退は実際に指導を担当することのできる者がいないところで決定されることになったのである。

第1回総会の配布資料に「陳情等要旨」がある⁽¹⁸⁾。毛筆習字に関しては、「○独立教科とせよ」10件、「○独立教科週二時間以上」2件、「○習字の存続をはかれ」1件、「習字教育の振興確立をはかれ」4件の陳情が挙げられている⁽¹⁹⁾。書道教育者からの陳情は、昭和31年度と同じく毛筆習字の独立教科化を強く要望するものであった。

昭和32年度初等分科会における毛筆習字に関する審議は、第11回（昭和32年12月14日）、第12回（同年12月21日）におこなわれた。まず第11回議事録をみていきたい。

△国語科について現在審議していただきたい問題点が5つある。（中略）

4. 毛筆習字について…現行と同じように4年以上の選択とし、これを課するには書写に要する全体の指導時間の大体半分を越えない程度にとどめるという風に一応考えているので、これについて御意見をうかがいたい。

○第一に、現在基礎学力の低下ということが盛に問題になるが、その際誤字、脱字、筆順の狂い等書写力、書字力の不足に関する印象が多く語られている。これを補うためには硬筆習字が中心になることはもちろんであるが、その又基礎として、あるいは補強工作として、毛筆習字も考えたい。つまり国語だけでなく全教科の基礎として書くことを強化せねばならないが、そのためには実用的な観点に多少芸術的な意味を含めて毛筆習字を重視したい。

第二に、今回の審議会の使命として、伝統的

な文化について充分検討し、よい意味の伝統を生かしていくという面があると思うが、その意味でかなや漢字を正確に美しく書くことを重視したい。

○昨年の審議会で論議されたが、筆順の問題等の書写力の養成については、特に毛筆をやる必要はなく、硬筆だけでよいというのが国語関係の人のだいたいの意見であり、芸術的な面でも、日本文化の伝統という問題は論議されなかったが、毛筆をそれほど重視する必要はないという意見が強かった。

○私は毛筆習字を重視する必要はないと思う。作文の場合でも時代の進歩とともに口頭の作文を重視すべきで、口頭作文でも思想をまとめて表現するのだから、深みがないとはいえない。

習字の場合も実用面から言って、毛筆の必要性はなくなっていくので、一般のこどもの書写能力の養成は硬筆習字だけでよいと思う。人間を作るという点では若干の価値はあると思うが、それを特に国語科で習得しなければならない理由はなく、むしろ図画工作科でやったほうがよいのではないかと思う。

○国語の基礎学力の観点からみれば、習字を低学年で課する必要はなく、硬筆だけでよい。4年程度でやるのはよいが、その場合、独立教科として取り扱えば別であるが、むしろ芸能教科でやったらどうかと考える。⁽²⁰⁾

傍線部分は、毛筆習字は「国語の基礎学力」ではなく国語科とは切り離すべきだという意見である。「国語の基礎学力」である「書写能力」のためなら硬筆だけでよいとするのは「国語関係の人のだいたいの意見」である。また、毛筆習字を必要とする意見でも、「伝統的な文化」を重視するためという意見であり、はじめに文部省委員が示した毛筆習字を国語科に位置づけることに対しての積極的賛成意見はここではみられず、やはり国語科ではなく他の教科で扱うべきだという意見の方が多い。

続いて第12回議事録をみていきたい。

○毛筆習字の問題は会長としてまとめられたか
 ◎低学年では無理なようであるから適当な学年から課したい。

○選択にするか必修にするかという問題はどうか。

◎それはローマ字とも関連付けて考えねばならないが、そこまで決めたほうがよいか。

○小学校では習字ローマ字とも必修で課したい。小学校教育は、学校の方針や教師の好みでやることはなるべくさけるべきだとおもう。

○賛成である。

○私は毛筆習字はできれば1年から課したいと思うが全体の教育課程の関係もあるからせめて4年以上で時間数は少なくとも必修で課したい。

○必修として課すか、それとも全然やらないかという問題なら私はやらない方に賛成である。ローマ字は将来その方向へ文化が進んでゆくという問題であり、習字は伝統的な文化を残すという問題だから互いに逆の方向を向いており両方を課すのは矛盾である。

○ローマ字を全然知らない国民がいるのは困るし習字についても筆や墨の使い方がわからないようでは困るから最低限度は必修で課した方がよい。

○習字を国語科でやるか芸能科でやるか前回問題になりまだ結論が出てないが私は芸能科でやればいいとおもう。国語はすべての教科の基礎になるものであるからそのなかにローマ字や習字などいろいろなものを入れるのは望ましくない。習字は課外か芸能科でやり国語の時間はさけたい。

○国語学習のねらいは、文字を正確に書くことであって文字を美しく書くということは国語科よりも図画工作科でやるのが本筋である。

○毛筆習字を全然取り除いてしまうのは賛成できないが、芸能科に必修ならば賛成である。⁽²¹⁾

昭和32年度教課審初等分科会における毛筆習字に対する審議はここで終了している。文部省としては国語科に位置づけることを前提としていたのであるが、この審議では国語科から切り離し芸能

科、図画工作科に移すべきであるという意見に傾きつつあった。しかも書道教育者のような積極的に芸術性を重視した独立教科化への主張ではなく、傍線部分のように国語科の学習内容とは異なるのだから他の教科に移すべきだという意見である。このように初等分科会の審議は、意見が平行線のまま閉じられてしまったのである。

しかし、この審議では最後に文部省委員から同日の中等分科会の審議結果が報告された。文部省委員は「△本日の中等分科会では『毛筆習字は現行通り国語科の中で取り扱うが、指導すべき範囲、程度を明らかにすること』と決定した。毛筆習字を芸能科の中に入れるという意見も前からあったが、昨年度の審議会でも国語科の中で扱うことになり、今回も中学校の段階では芸能科書道としてではなく国語学習の一環として従来どおり行う事に決定した。」と説明している。結果として毛筆習字は、この中等分科会の結論にあわせるように国語科に位置づけられることになった。毛筆習字の位置づけは、審議過程における平行線の議論はそのままだ、文部省委員によって調整されたのであった。

3—2. 昭和32年度中等教育教育課程分科審議会の審議過程

昭和32年度教課審第1回総会（昭和32年9月14日）における中等分科会配布資料に「昭和31年度都道府県・五大都市教育委員会指導事務主管部長会議研究協議事項」がある⁽²²⁾。この資料では毛筆習字について、「毛筆習字は、芸術的要素が多く、国語との有機的関連はすでに実情において失われているので、国語から分離したい。」「毛筆習字は、他の芸術的教科と組み合わせで選択教科としたい。」「毛筆習字は、特活の中で扱えばよい。」という意見が、「現状のままでよい。」という意見より先に記されており、毛筆習字の時間を他教科にまわすべきだという意見も挙げられている⁽²³⁾。教育現場では毛筆習字を国語科から切り離す方がよいという意見に傾いていたようである。

同配布資料に「陳情等要旨（中学校関係）」⁽²⁴⁾がある。ここでは、「○習字を独立教科とせよ」

4件、「習字を全学年に週一～二時間必修にせよ」1件、「○書写必修設置をのぞむ」1件、「○生徒指導要録の国語の中の書写を習字に改め、独立して評価ができるようにされたい」1件、「○学習指導要領で小・中・高の関連を考慮されたい」1件の陳情がみられる。書道教育者からの陳情は相変わらず独立教科化を望むものであった。

このように毛筆習字については、教育現場からは国語科から切り離すべきだという意見があり、書道教育者からも独立させるべきという意見があり、両者の一致によって独立教科として成り立つのではないかと思える。しかしながら昭和32年度第5回中等分科会（昭和32年10月19日）において、文部省はこれまで通り国語科に位置づける意向を示した⁽²⁵⁾。この点をふまえたうえで、昭和32年度中等分科会の審議過程をみていきたい。

昭和32年度中等分科会における毛筆習字に関する審議は、第11回（昭和32年12月14日）、第12回（昭和32年12月21日）におこなわれた。第11回の議事録から詳細をみていきたい。

○毛筆習字は従来の通りの形で置きたいという説明であるが、国語科の書くという目的を達成するために、現在のような毛筆習字をやらせることは非能率的である。実際に書くのはほとんど硬筆である。毛筆習字の教師も少なく、東京都では中学校400校のうち習字専門家は100人である。やっている学校も多くは惰性でやっている。毛筆習字は書くための道具だという考えを文部省では徹底させてほしい。

○その意見に賛成。まず文字の正確を期することが大切である。⁽²⁶⁾

傍線部分は、毛筆習字に対する文部省の意向に対し、国語科に位置づけるのならば「毛筆習字は書くための道具」という考えを徹底すべきであるという意見である。国語科に位置づけるならばこれまでの毛筆習字とは異なる新たな学習内容が考え出されるべきだということであり、この考え方が「書写」という呼称が導かれる基本方針となったと思われる。

第12回審議では、来たる教課審答申案について具体的な審議がおこなわれている。答申案である「(5) 毛筆習字については、現行通り国語科の中において取扱うこととし、指導すべき程度を明らかにすること。」についてさまざまな意見が交わされた。

△ここで毛筆習字について意見を述べると、一部には、これを芸能科にしたいとの意見があるようだが、全体のバランスから考え、現行通り国語科の中でとり扱うことが適当だと思う。国語科の中で正しく書くことを教え、その後の指導は課外でとり扱うようにしてはどうか。これは重要な問題なので御意見を伺いたい。

○毛筆習字について2人の意見がでていたが、あまり議論はなかった。

現在、毛筆習字は国語科の一分野となっているが、時間についての規定はない。そこで、組織的、制度的な時間の取り方についても現行通りという考えもあると思う。ここで、希望をつけておかないと、美術的教育に熱心な教師がいて、国語教育からはみ出て、美術的なものを主としてやるようになるおそれはないか。美術的、芸術的意味をもたせてもよいが、あくまで国語教育に重点をおくべきである。毛筆習字を芸能科として独立させるという意見は、教育全体からして問題が多く、皆さんの賛成も得難い。また、50年前と今では、毛筆習字の持つ役割も違っている。

結論として、毛筆習字は、現行通り国語科の中でとり扱い、その時間は、現在のように各学校の実情に応じて実施するようにしたらどうか。○ここで決まらない点については、教材等調査研究会でじゅうぶんに研究してほしい。⁽²⁷⁾

このようにまず文部省委員による説明で毛筆習字は「全体のバランス」によって国語科に位置づける意向が示された。その他の意見でも独立教科とするには「教育全体として問題が多く」とあるとされている。「全体のバランス」とは教育課程全体の時間数を指していると考えられる。教育課程

全体を考えて、新たな独立教科を設けることは困難という判断であろう。ここまでの審議では毛筆習字について、ひとまず国語科のなかで取り扱うこととして、その内容については教材等調査研究会での検討に委ねるということになった。しかし、この後も審議は続いていく。

△中学校において毛筆習字は、書写能力を高めるため、書く手段として強調されている。

その程度について、時間の上からいまの1時間をもう少し減らすという意見があり、またいまの時間がよいかどうか別として、分量がじゅうぶん検討されるべきであるとの意見もある。さらに、国語科から離して新しく位置づけるのがよいとの意見がでてくる。

○国語科では書写能力を高めることが大切である。そのため用具のこともまで考えることは必要でない。毛筆習字は他で考えたらい。

○毛筆習字に重点を置く考えには反対である。謡曲は、昔は教養ある人、現在は、特殊な人がやっているが、毛筆習字も、これと同じようなものだと思う。現在国語が簡素化され文字はできる限り簡単にするように努力されているのに、いま、毛筆習字を学校の正課にいれることは文化の進展に逆行するものだ。

○このまとめは美術として毛筆習字をやりたいという意見に対する解答を得たと思うが、一部の人が運動を続けるので問題となっているのではないか。

◎前年度の審議会で毛筆習字のことは未決定であった。ここで基本線を決めないと教材等調査研究会ではまともなぬおそれがある。問題点は「現行どおり」についてであるが、これにはふたとおりの意味がある。

その1つは学習指導要領に示す国家的基準の意味の現行どおりであり、さらに1つは各学校でやっている現状の意味である。

ここで問題としているのは国家的基準の意味の現行どおりである。

△毛筆習字は、過去には国語科と対立した教科として考えられたことがあった。戦後、学習指

導要領編さんの時に「書く」ことは国語科の中に位置づけられた。毛筆習字ははじめは習字として特設されていたが、昭和26年に読む、書く、話す等の中にとけこませて教えるようになった。学校によっては、時間を特設して効果をあげているところもあるが、読む、書く、話す中であわせてやっているところもある。評価する場合は「書写」の中でやっている。

○現行どおりとは、すべて学校にまかせるのか。

○毛筆習字は、現行の学習指導要領では、「書く」の中に含めていると解してよいのか。

◎現状では、毛筆習字の時間を設けるとも設けないともきめていない。各学校の自由にまかせている。

○毛筆習字を主張するなら、造形的な立場を考えて別に分けて指導すべきである。

◎国語の中からはぜせという意見か。必要なら別のところで考えるとすれば、現行どおりではなくなる。

○その考えである。

○国語科の中で、硬筆習字をやっても毛筆習字はやってはならぬとはいえない。

◎その通りだと思うが、とくに著しく毛筆習字をやるとすると問題が起こる。「現行どおり」について共通理解をもつ必要がある。

指導の範囲⁽⁷⁾。程度まで現行どおりと考えると全く変わらないことになる。

○学習においてはできるだけ単純な用具で学習効果があがるようにしたい。毛筆は適当な用具とは思えない。

○高等学校では芸術科書道となっている。中学校では、教育課程全体の立場からみて、「正しく、美しく書く」を含めた意味で習字として指導するというで現段階ではやむを得ないのではないか。高等学校への準備としても、美的要素を含めて、国語科からはずさないで残すことに賛成する。

◎国語科の中からはずすかどうかでなく、全体的構造から考える必要がある。

○選択によることにすればすじがとおると思う

が、いまはそこまで考える必要はない。

○文章表現では美が問題であるが、国語としては字を美しく書くことはそう重要ではないと思う。

◎それは否定的意見ではないか。

○毛筆習字が、国語学習を阻害することがないでもない。

○現行どおりに賛成である。程度を適正にするのも結構であるが全然なくなるとは困る。

社会の要求も強いのであるから、1、2年は1時間程度はやるようにしたい。

○まとめの字句の修正のみで、ここでの問題は解決するのではないか。「現行どおり」とはどうすることかをはっきりさせることが重要である。毛筆習字は国語科の中で指導することとし、その内容については教材等調査研究会でじゅうぶん検討することとして、それ以外に何か問題があるか。

○基礎学力向上の線が出ているが、基礎教科である国語科の中に、においの違う習字をむりにかかえこむ感じがする。前年度の審議会で見おくりになったものを、またみおくることにしないで、何とかすっきりさせたい。

○毛筆習字は国語科の中でできないとも言えない。毛筆習字は国語の基礎学力、表現の訓練になる。国語の内容をなすものということになれば、いままでの考え方よりも一歩進展する。

(5)は了承していただき、その文案をお考えいただきたい。⁽²⁸⁾

長々と引用したのは、第12回議事録のはじめに示されていた毛筆習字を国語科に位置づけるという答申案が、国語科から切り離すべきであるという反対派の意見によって決定をみない議論のようすを示したからである。文部省委員と会長(日高第四郎)を中心に答申案をまとめようとするが、依然として反対派は納得していない。まったくまとまらないままに、傍線部分のように「毛筆習字は国語の基礎学力」とすることで「いままでの考え方よりも一歩進展する」ことを期待し、答申案への了承を求め審議は終了したのであった。

これによって毛筆習字は国語科に位置づけられることとなり、その指導内容や指導時間については小委員会に託されることとなったのである。

まとめと今後の課題

以上、毛筆習字に関する教課審の審議過程について、教課審議事録の検討からその概要が明らかになった。毛筆習字を実際に担当する書道教育者は徹底して独立教科化を主張し、陳情を繰り返した。特に昭和31年初等分科会では委員に上条周一が参加していることもあり、その主張が顕著である。一方で教育現場での調査報告や国語教育者たちの意見では、毛筆習字を国語科に位置づけることに反対であった。芸術的価値、伝統文化としての価値を認めて独立教科とするのはよいが、毛筆習字は「国語の基礎学力」ではないので国語科には位置づけられないということであった。文部省は両者の間であって、教育課程全体のバランスを考慮し独立教科とすることは困難と判断し、従来どおり国語科に位置づける道を模索していたと考えられる。

つまり教課審答申における毛筆習字の位置づけは、教課審の審議では結論が出なかったために最終的に文部省の意向によって決められたと考えられる。その審議過程で、国語科から切り離すべき理由は毛筆習字の持つ芸術性であることが確認され、また反対に国語科に位置づけるべき理由は毛筆習字の持つ「文字の書写能力」であることが確認されていく。これによって国語科に位置づけられる毛筆習字は、芸術性や伝統文化への理解、情操陶冶としての毛筆習字ではなく、あくまでも文字を書くことの道具としての毛筆習字であるという考え方へ進んだのである。昭和33年版はこの審議の結果を反映して小委員会によって編修された。ここまでみれば「書写」という呼称の登場理由は、教課審の審議過程に何度も登場した「書写能力」をふまえて、従来の毛筆習字との違いをはっきりさせるためであったことは明らかであろう。

ただし教課審の審議をみる限り、毛筆習字に関する意見の食い違いは全く埋まらず、そのまま放置されてしまった。とくに国語教育者とみられる

委員の意見には、毛筆習字を国語科に位置づけることに対してあからさまな反対意見が残されたのである。「書写」の成立から50年以上を経た現在、書写教育の実践によってこの溝は埋まりつつあるだろうか。筆者としてはもう一度この教課審での審議に立ち返り、議論を平行線に終わらせない「書写」再編論議が必要なのではないだろうかと考えている。

「毛筆習字」から「書写」への呼称の変更過程については、小委員会での議論の検討が残されている。また、なぜその呼称が「書写」でなければならなかったのかという疑問は依然として残っている。これらを今後の課題としておきたい。

注

- (1) 「近代学校教育における習字（書写）書道教育の歩み」加藤達成監修『書写書道教育史資料』第2巻、東京法令出版、1984。
- (2) 信廣友江『占領期国民学校習字』出版芸術社、2011。
- (3) 大島文義「指導要録の改訂」『文部時報』第939号、1955.11。
- (4) 木藤才蔵「一小学校—国語の改訂」・渋谷宗光「一中学校—国語の改訂」『文部時報』第973号、1958.9。
- (5) 「教育課程の当面する問題」『文部時報』第947号、1956.7。
- (6) 前掲、渋谷宗光「一中学校—国語の改訂」。
- (7) 小委員会の審議過程における「書写」という呼称の登場経緯については小学校国語小委員会委員であった浅見錦吾による回顧（前掲『書写書道教育資料』第2巻）がある。
- (8) 「第3回初等教育教育課程分科審議会議事録（抄）」「鹿内瑞子文書」1956.4.17。昭和31年度教課審委員の名簿（『文部時報』第946号、1956.6）には上条の名前がないが、「教育課程審議会委員」（「鹿内瑞子文書」1956.2.10）には、名簿の最後に青色の手書きで「上条周一」と加えて書かれている。
- (9) 「〔別紙〕昭和31年度教育課程審議会初等教育課程分科審議会審議経過」『大島文義文書』1957。
- (10) 「第8回初等教育教育課程分科審議会議事録（抄）」「鹿内瑞子文書」1956.7.19。
- (11) 「鹿内瑞子文書」には、これらの陳情書の手書きの写しが7件収められている。
- (12) 「第1回教育課程審議会議事録」（「鹿内瑞子文書」1957.9.14）の凡例による。
- (13) 「第11回初等教育教育課程審議会議事録抄」「鹿内瑞子文書」1956.9.25。
- (14) 「第5回初等教育教育課程分科審議会議事録」「鹿内瑞子文書」1957.10.26。
- (15) 「昭和31年度教育課程審議会中等教育教育課程分科審議会審議経過」『大島文義文書』1957。
- (16) 「昭和32年度第5回中等教育教育課程分科審議会議事録」『大島文義文書』1957。
- (17) 『文部時報』第963号、1957.11。
- (18) 「昭和32年度第1回教育課程審議会議事録」『石川二郎文書』1957.9.14。
- (19) 「陳情等要旨」『石川二郎文書』1957.8.31。
- (20) 「第11回初等教育教育課程分科審議会議事録」「鹿内瑞子文書」1957.12.14。
- (21) 「第12回初等教育教育課程分科審議会議事録」「鹿内瑞子文書」1957.12.21。
- (22) 「第1回教育課程審議会議事録」『石川二郎文書』1957.9.14。
- (23) 「昭和31年度都道府県・五大市教育委員会指導事務主管部課長会議研究協議事項（第1回教育課程審議会資料17号）」『石川二郎文書』1957.9.14。
- (24) 「陳情等要旨（中学校関係）」『石川二郎文書』1957.9.5。
- (25) 「第5回中等教育教育課程分科審議会議事録」『大島文義文書』1957.10.19。
- (26) 「第11回中等教育教育課程分科審議会議事録」「鹿内瑞子文書」1957.12.14。
- (27) 「第12回中等教育教育課程分科審議会議事録」「鹿内瑞子文書」1957.12.21。
- (28) 注（27）に同じ。

要旨

昭和33年小・中学校学習指導要領において、毛筆で文字を書くことの学習は、それまでの「毛筆習字」から「書写」に呼称が変更された。本研究では、その歴史的経緯を明らかにするために昭和31・32年度の教育課程審議会での審議過程を検討した。毛筆習字について

て審議では、書道教育者からの独立必修化の要望と、国語教育者からの国語科から切り離したい要望とのあいだで文部省による折衝がおこなわれた。審議過程で小・中学校の教育課程における毛筆習字は、芸術的な能力ではなく「文字の書写能力」として国語科に位置づけられるということが確認されていく。これが「書写」という呼称が登場する理由となったのである。

(2013年10月1日受稿)